

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

(以下において略称を用いるときは、新たに定義するもののほか原判決に同じ。)

- 10 1 本件は、麻原彰晃こと松本智津夫（本件故人）の二女であり、祭祀承継者に指定された被控訴人が、本件故人の遺骨及び遺髪（本件動産）を保管する控訴人に対し、本件動産の所有権に基づく返還請求権として、本件動産の引渡しを求める事案である。

15 控訴人が、被控訴人が所有権に基づく引渡請求権の行使として本件動産の引渡しを求めることは、私権の本質である社会性、公共性に反し、権利の濫用に当たるから許されない旨主張して争ったところ、原審は、控訴人が、行政主体としての立場から、公共の安全等の公益を掲げ、関係法令に根拠規定を欠くにもかかわらず所有権者からの返還請求を拒んでおり、これを安易に認めれば、実質的には法律によらず私人の財産権を制約することに等しく、法律による行政の原理を脅かすことにも繋がりがねないなどとして、権利の濫用に当たらない旨判断し、被控訴人の請求を認容した。これに対し、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 20 2 「前提事実」並びに「争点及びこれに関する当事者の主張」は、次のとおり補正し、後記3に当審における控訴人の補足的主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

25 (1) 2頁24行目の「法律」の次に「(以下「団体規制法」という。)」を、同

26行目の「11、」の次に「187、」をそれぞれ加える。

(2) 3頁5行目から6行目にかけての「本件動産を」の次に「、控訴人(国)の
関連施設において嚴重な警備態勢の下で」を加える。

3 当審における控訴人の補足的主張

5 (1) 原判決は、権利の濫用に関する控訴人の主張を、被控訴人の所有権という
私権の行使に対し、控訴人が行政主体としての立場から公共の安全や社会秩
序の維持といった公益を理由に制約を加えることが正当化されるか否かとい
う問題と捉え、私権の行使を公益的な観点から制約することが正当化される
10 か否かという見方を前提に検討している。しかし、本件は、被控訴人による
私権の行使が権利の濫用に当たるか否かという問題として捉えられるべきで
あり、権利の濫用に当たるか否かは、被控訴人の所有権に基づく返還請求権
の行使が私権の社会性等からみて容認され得るものか否かによって判断され
るべきであるから、原判決は権利濫用法理についての法的理解を根本的に誤
ったものである。

15 (2) 社会、公共に害悪を及ぼすおそれを内包しているが、現状そのおそれが低
く安定した状態にある物については、所有者による引渡請求であっても、当
該物に係る危険性が顕在化するおその程度、当該危険性が顕在化した場合
に社会、公共に及ぼす害悪の程度、当該物の現状における管理状態の安定性
及びその持続可能性、当該危険性に対する権利者の認識の有無及びその程度、
20 その他当該物に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、当該所有者による
管理の下、当該物が内包している危険性の顕在化を防止することができるか
どうかにつきわずかでも疑義が認められる場合には、上記引渡請求は、権利
の濫用(民法1条3項)に当たり許されないものというべきである。

25 (3) 本団体は、殺人をも正当化する内容を含むオウム真理教の教義を維持した
まま活動を続け、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していること、本件
動産は、通常の遺骨等と異なり、本団体の構成員及び資金等の獲得手段とな

り、本件故人への絶対的帰依を確実にするために利用されるという特殊性を有すること、本団体が更に多数の構成員及び多額の資金等を獲得すれば、極めて短期間のうちに無差別大量殺人行為に及ぶおそれがあり、その被害は、一般人の生命等に関わる甚大かつ深刻で広範なものとなること、本件動産が
5 国の管理を離れ、厳格に管理されないこととなれば、その所在地の周辺住民の平穏な生活に深刻な害悪を及ぼすことになることからすれば、本件動産が内包している危険性が顕在化した場合に社会、公共に及ぼす害悪は、取り返しがつかないほど深刻なものであるといえる。

その上、本件動産が、現在、その内包している危険性が顕在化するおそれが
10 極めて低く安定した状態に置かれていることからすれば、所有権に基づきその引渡しを求めることによりこの状態の変更を求める被控訴人は、本件動産を取り巻く環境が急激に悪化することによる影響を和らげるべく、社会、公共の利益を守るという観点から、わずかでも疑義が認められない程度の極めて厳格な管理責任を負うものというべきである。

これに対し、被控訴人による管理態勢は、一般的な防犯の域を出ないものであって、およそ厳格なものとはいえない上、被控訴人の経済状態やマンションに居住可能な期間が明らかにされないことに照らせば、上記の管理態勢ですら持続可能性に疑義がある。また、被控訴人が、本件故人の死刑執行直後、二男及び妻らと共に、法務大臣等に対し、本件故人の遺体を妻に引き渡
20 すことを要求する旨の要求書を提出していたこと（乙31）、本件家事事件の第一審において提出した陳述書の中で家族全員に公平に分骨する旨を述べていたこと（乙167）、本件保全事件の審尋において、本件動産を本団体に引き渡したり、特別な場所とされるような祀り方をしたりすることはないことなどを誓約することはできない旨を言明していたこと（乙198）、当裁判所
25 が示した和解案（甲10。以下「本件和解案」という。）を踏まえた和解協議において、控訴人が求めた措置（合意内容が遵守されることを担保する

らの集団、ひかりの輪の3団体を中心に活動を継続しており、近年においても本団体の構成員は約1650人に及ぶとされている(乙211)。とりわけA l e p hは、欺罔的な手段による継続的かつ組織的な勧誘活動により若い世代を中心に毎年多くの構成員を獲得している団体であり(乙74、
5 115～123、187)、人的要素、物的要素及び資金的要素に係る不報告の程度が重く、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であるとして、令和5年3月13日、団体規制法8条1項柱書後段、
12条1項に基づき、施設に係る土地・建物の使用や、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する再発防止処分を受け、その後も、
10 同処分が継続されている状況にある(乙72、182、188、216、217)。

ウ A l e p hは、オウム真理教の破産管財人から犯罪被害者である破産債権者が有する破産債権に相当する部分の譲渡を受けたオウム真理教犯罪被害者支援機構に対し約10億2953万円(元本)にも上る損害賠償を命
15 じられた(乙189)にもかかわらず、その支払に応じず、財産開示決定を受けても期日に出頭せず、責任財産の所在及び範囲等を明らかにしていない(乙190、191、193、194、195)。

エ 公安審査委員会の再発防止処分において、妻が、平成14年頃からA l e p hから資金の送金を受け、管理していたことなどが指摘され、妻や二
20 男はいずれもA l e p hの役職員及び構成員といえるにもかかわらず、A l e p hは両名の氏名、住所及び役職名を報告しなかった旨が認定されている(乙218、219、221)。

(2) 本件動産の特殊性について

ア オウム真理教においては、本件故人の髪が「御宝髪」として、持ち歩けば
25 お守りに、煎じればその水が甘露水に変わり、エネルギーが上がるとされていた。そして、本件故人の毛髪や体液といった身体の一部や、本件故人

が霊的エネルギーを注入したとされる物が、「解脱」に向けて修行を一気に進めたり、病を治したりするなどの奇跡をもたらす霊的なエネルギーを授けるものとして重視され、これらを授けることが「イニシエーション」と称されて、新規信者を獲得したり布施と称して多額の現金を集めたりするほか、本件故人への絶対的帰依を深めるために利用されていた（乙3、50、51、60）。

イ Alephは、その施設において本件故人の髪を「尊師御宝髪」などとして保管している上、二男が、オウム真理教において行われていた儀式を自ら執り行い、儀式に際して自ら毛髪を提供するなどしていた（乙218、219、221）。

3 検討

(1) 前提事実（引用に係る原判決「事実及び理由」（補正後のもの。以下「原判決」という。）第2の1）及び認定事実（上記2）によれば、次の事実が認められる。

ア オウム真理教は、殺人をも肯定し、結果のためには手段を選ばないという内容を含む危険な教義を行動原理とし、無差別大量殺人行為であるいわゆる松本サリン事件やいわゆる地下鉄サリン事件を組織として敢行した宗教団体であり、本件故人は、その創始者であり、教祖であった。

イ 本団体は、本件故人を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体として、平成12年1月以降、団体規制法に基づき継続的に観察処分等の対象とされており、とりわけ、Alephについては、団体規制法が義務付けている報告義務を履行せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を適切に把握することを困難にさせているほか、オウム真理教の一連の事件により被害を受けた債権者に対する賠償を行わず、財産開示にも応じないなど、一連の事件に向き合い、真摯に反省して

いるとは認められない状況にある。加えて、A l e p hは、二男が儀式を執り行い、妻に資金を提供するなど、本件故人の親族のうち二男や妻となお関わりを保っている。

ウ オウム真理教においては、本件故人への帰依を確実にし、求心力を高めるものとして、本件故人の毛髪や体液が利用されていた。また、A l e p hも、その施設において本件故人の髪を「尊師御宝髪」などとして保管している。

(2) 上記の事実によれば、オウム真理教やその後継団体である本団体の危険性は、現在においてもなお失われていないというべきところ、仮に、本件動産が外部に流出する等の事態が生じた場合には、オウム真理教の危険な教義を行動原理とする本団体やその関係者において、強大な求心力の源泉として利用されたり、新規信者の獲得や多額の現金を集めるための手段として利用されたりする事態が生じ、ひいては、公共安全や社会の秩序に対し重大な脅威となるおそれがあると認められる。

(3) 控訴人は、被控訴人による管理態勢によっては、本件動産が内包している危険性の顕在化を防止するため、控訴人から引渡しを受けてこれを所有者として負う厳格な管理責任を果たすことに重大な疑義があるから、本件動産の引渡請求は権利の濫用に該当する旨主張する。

そこで検討すると、被控訴人は、本件動産の引渡しを求める目的及び引渡しを受けた後の保管方法等について、当審における本人尋問及びこれに先立ち提出した陳述書（甲11ないし13）において以下の意向を表明しているところ、この意向表明が被控訴人の真意と異なることを窺わせる事情は認められないから、この意向表明は被控訴人の真意に基づくものと認められる。

① 本件動産の引渡しを求めるのは、本件動産を親族として密やかに悼むことを目的とするものであり、本件動産を自ら自宅で管理するものとし、絶対に本団体並びに母及び二男に引き渡さない。

② 本件故人を静かに悼み弔うという目的にふさわしい態様で本件動産を祀るものとし、被控訴人の自宅に同居する3名以外の者に対しては本件動産への接触を許さない。

③ 本件動産を第三者に譲渡することはせず、災害、転居に伴う移動その他やむを得ない事由がある場合を除き、自宅から外に持ち出すこと及び第三者をして自宅から外に持ち出させることはしない。

④ 本件動産の引渡しを受けた後は、現在居住している、ホームセキュリティ契約を締結しているマンションの室内に設置する金庫で本件動産を保管することを予定しており、何か異常があれば直ちにセキュリティ会社及び警察に連絡する。

⑤ 被控訴人が心身の故障等によって責任をもって本件動産の管理を行うことが困難となった場合に備え、本件動産の引渡しまでに、弁護士法人との間で管理委託契約を締結する。

また、被控訴人は、控訴人が被控訴人から提供された情報について厳格に管理し、第三者に対し一切漏えいしないこと等を誓約することを条件に、本件動産の引渡しを受けた後、控訴人との間で、訴訟代理人弁護士を介して、本件動産の保管場所に関する情報（金庫の形状、性能及び設置方法、ホームセキュリティ契約の概要等）、本件動産を保管した金庫の設置状況を撮影した写真及び弁護士法人との間で締結した管理委託契約に係る書面を提供すること、保管方法に変更を加える場合にはやむを得ない場合を除いて事前に連絡すること、本件動産の保管方法に何ら変化がない間においても半年毎にその旨の連絡をすること、犯罪の疑いがある行為によって本件動産の保管状況に何らかの異常が生じた場合には控訴人が設置する警察の即応態勢に直ちに連絡し、必要な協力を行うこと等を内容とする協議を行う意向を表明している（被控訴人準備書面2）。

上記認定のとおり、被控訴人は本件故人を悼む目的で本件動産の引渡しを

求めるものであり、控訴人が本件動産を管理している現状のままではこの目的を達することはできないといえること、被控訴人は、引渡しを受けた本件動産を自ら自宅で管理を行い、絶対に本団体等には引き渡さない意向を表明していること、被控訴人は、一般的なホームセキュリティ契約が締結された建物の室内に設置された金庫に収納して本件動産を保管することを予定しているところ、これが、私人による保管態勢として適切さを欠くとはいえないこと、被控訴人は、控訴人が被控訴人から提供される情報について厳格な管理を誓約すれば保管状況に関する情報提供その他本件動産の特殊性に応じた対応をとる意向を表明していることに照らせば、本件動産の特殊性（前記2
5
10 (2)）を考慮しても、被控訴人が控訴人に対し本件動産の引渡しを求めることが権利の濫用に当たるとすることはできない。

(4)ア これに対し、控訴人は、本件動産が有する極度の特殊性や危険性に鑑みれば、被控訴人による保管が、当該危険性が顕在化しないようにすることにわずかでも疑義がある場合には、本件動産の引渡請求は権利の濫用に当たるといふべきであるところ、本件動産が実際に控訴人の管理を離れ、厳格に管理されないこととなれば、本件動産の所在地の周辺住民の平穏な生活に深刻な害悪を及ぼすことになるのに対し、被控訴人が予定する管理態勢は一般的な防犯の域を出るものではない旨主張する。

しかし、祭祀に関する権利の承継（民法897条1項）は、私人が祭祀のための財産の引渡しを受け、保管することを予定していると解される。本件動産は、現状では、控訴人の関連施設において厳重な警備体制の下に保管されているが（原判決第2の1(4)）、私人がこれと同水準の保管態勢を確保することはおよそ不可能であるから、現状における保管態勢と比較して本件動産の危険性が顕在化しないようにすることにわずかでも疑義があるのであれば、その引渡請求は権利の濫用に当たると解することは相当ではない。そして、一般的なホームセキュリティ契約が締結された建物の室内
20
25

に設置された金庫に収納して本件動産を保管することを予定しているという被控訴人の保管態勢が、本件動産の特殊性を踏まえても、私人による保管態勢として適切さを欠くとはいえないことは、上記(3)に判示のとおりである。

5 なるほど、本件動産が外部に流出する等の事態が生じた場合には、オウム真理教の危険な教義を行動原理とする本団体やその関係者において、強大な求心力の源泉として利用されたり、新規信者の獲得や多額の現金を集めるための手段として利用されたりする事態が生じ、ひいては、公共の安全や社会の秩序に対し重大な脅威となるおそれがあると認められ（前記(2)）、
10 また、被控訴人が本件動産の引渡しを受ければ、被控訴人がその住居で本件動産を保管していることが本団体やその関係者に知られることになるおそれがあることは否定できず、周辺住民やオウム真理教の被害者団体が、本団体やその関係者が被控訴人の住居を聖地化するのではないか、被控訴人の住居から本件動産を奪うことを企図するのではないか等と危惧し、あ
15 るいは、オウム真理教が過去に惹起した事件を想起し、恐怖心を抱いていること（乙143、144、185、196、197、199、200、222）は、理解できないではない。

しかし、仮に、本団体やその関係者が被控訴人の住居を聖地化したり、被控訴人の住居から本件動産を奪うことを企図したりするような動きが生
20 じるとすれば、その時々的情勢等に応じ、犯罪の予防と秩序の維持に当たる責務を負う警察（警察法2条1項）等において、被控訴人と協力しつつ、適切に対応することが求められる問題というべきであり、被控訴人も、本件動産の保管に関して何か異常があれば直ちに警察等に連絡する意向を明らかにしているところである。

25 したがって、控訴人の主張は採用できない。

イ 控訴人は、被控訴人が、①本件故人の死刑執行直後、法務大臣等に対し、

本件故人の遺体を妻に引き渡すことを要求する旨の要求書を提出し、本件家事事件の第一審において提出した陳述書の中で家族全員に公平に分骨する旨を述べていたこと、②本件保全事件の審尋において、本件動産を本団体に引き渡したり、特別な場所とされるような祀り方をしたりすることは
5 ないことなどを誓約することはできない旨を言明していたこと、③本件和解案を踏まえた和解協議において、控訴人が求めた合意内容を担保するための措置等を盛り込むことを拒絶したことを指摘して、被控訴人は、本件動産が内包している危険性を把握していないか、これを正視しておらず、被控訴人に対し、本件動産が内包している危険性を踏まえた適切な措置を
10 検討し、長期間にわたり実行し続けることは期待できない旨主張する。

しかし、①については、控訴人が指摘する要求書や陳述書を提出したのは、被控訴人が本件家事事件において祭祀承継を巡り四女や妻等と争う関係に至る前であること（原判決第2の1(5)）等を踏まえると、控訴人が指摘する上記陳述書等の記載は、被控訴人において、本件故人の死刑執行直後は、家族全員で遺体の引渡しを求める意向であったこと、祭祀承継につ
15 いて四女等が争うのであれば、被控訴人は自らが祭祀承継者となった上で家族全体が本件故人を悼むことを考えたいという意向を有していたことを推認させるにとどまり、現段階において、被控訴人が現に分骨をする意向を有していることをうかがわせるとはいえない。

②については、当審における進行協議期日において、当裁判所が、㊦本件動産が有する特殊性に鑑み、被控訴人が本件動産の引渡しを受けた後にその特殊性に配慮した管理・保管を責任をもって行う態勢が確保されるよう、被控訴人は、本件動産の引渡しを受けた後、本件動産を自ら管理し、絶対
20 対に本団体並びに妻及び二男に引き渡すことはしないこと、父である本件故人を静かに悼み弔うという目的にふさわしい態様で本件動産を祀るものとし、被控訴人の自宅に同居する3名（三女、長男及び同居している人物）

5 以外の者に対しては本件動産への接触を許さないこと、本件動産を第三者に譲渡しないこと、④被控訴人が本件動産の保管場所に関する情報を当裁判所を介して控訴人に提供することを内容とするほか、⑤本件動産の安全な引渡しを確保するための方法、⑥本件動産の保管状態についての定期的報告の内容及び方法、⑦被控訴人が心身の故障等により責任をもって本件動産の管理を行うことが困難となった場合に備えた措置（訴訟代理人弁護士が所属する弁護士法人との間で管理委託契約等を締結すること）、⑧控訴人が被控訴人から提供を受けた情報の管理の在り方を定めた本件和解案を提示したのに対し、被控訴人がこれを了承したこと（ただし、⑨については、10 和解の存在及び内容についての守秘義務を課すこと、控訴人が情報を漏えいさせた場合の違約条項を設けることを求めた。以上の事実は当裁判所に顕著。）に照らせば、被控訴人は、当裁判所が示した本件和解案の内容について真摯に向き合い、その上で、前記(3)に認定の意向を表明したとい15 うことができる。

15 ③については、控訴人が求めた措置（合意内容が遵守されることを担保するために被控訴人が義務に違反した場合の違約条項を設けること、周辺住民の理解を得ること、和解成立を公表すること）は、そもそも当裁判所10 が示した本件和解案に含まれていなかった事柄である上、控訴人から本件動産の引渡しを受け、父である本件故人を静かに悼み弔うという被控訴人の目的からすれば、本件動産の所有権を失いかねず、本件動産の管理を不安定化させかねない控訴人の提案を被控訴人が拒んだことには無理からぬ20 ところがあるというべきであるから、被控訴人がこうした対応をとったことが、本件動産の引渡しを受けた後に適切な管理を行うことを疑わせる事情に当たるといふことはできない。

25 上記の各事情を考慮すれば、控訴人の指摘する事実をもって、被控訴人が本件動産が内包している危険性を把握していないか、これを正視してい

ないとはいえないし、被控訴人に対し、本件動産が内包している危険性を踏まえた適切な措置を検討し、長期間にわたり実行し続けることを期待できないともいえない。

したがって、控訴人の主張は採用できない。

5 (5) この他にも、控訴人は様々に主張するが、いずれも前記(3)及び(4)の判断を左右するものではなく、採用することができない。

第4 結論

10 そうすると、被控訴人の請求を認容した原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

15 裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 進 藤 壮一郎

20

裁判官 向 井 宣 人